

# 令和4年度 水質分析測定結果(第1処分場)

## ■水質測定結果(放流水・地下水)■

### 〈放流水〉

(単位:mg/L)

項 目	採取日(結果が得られた日)			排水基準※1	項 目	採取日(結果が得られた日)		
	6月6日 (6月21日)	11月7日 (11月25日)				6月6日 (6月21日)	11月7日 (11月25日)	
カドミウム及びその化合物	0.003未満	0.003未満	0.03mg/L以下	一・四・ジオキサン	0.05未満	0.05未満	0.5mg/L以下	
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	ほう素及びその化合物	1.0未満	1.0未満	50mg/L以下	
有機燐化合物	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	ふつ素及びその化合物	0.8未満	0.8未満	15mg/L以下	
鉛及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1.0未満	1.0未満	200mg/L以下	
六価クロム化合物	0.05未満	0.05未満	0.5mg/L以下	水素イオン(pH)	7.3	7.3	5.8以上8.6以下	
砒素及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	1.0	1.0未満	20mg/L以下※2 (60mg/L以下)	
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.005mg/L以下	化学的酸素要求量(COD)	9.0	8.1	90mg/L以下	
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	検出されないこと	浮遊物質(SS)	1.0未満	1.0未満	10mg/L以下※2 (60mg/L以下)	
ホリ塩化ビフェニル	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	ルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物類含有量)	0.5未満	0.5未満	5mg/L以下	
トリクロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	0.5未満	0.5未満	30mg/L以下	
テトラクロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	フェノール類含有量	0.5未満	0.5未満	5mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02未満	0.02未満	0.2mg/L以下	銅含有量	0.1未満	0.1未満	3mg/L以下	
四塩化炭素	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	亜鉛含有量	0.1未満	0.1未満	2mg/L以下	
一・二・ジクロロエタン	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下	溶解性鉄含有量	0.1未満	0.1未満	10mg/L以下	
一・一・ジクロロエチレン	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	溶解性マンガン含有量	0.1	0.3	10mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04未満	0.04未満	0.4mg/L以下	クロム含有量	0.1未満	0.1未満	2mg/L以下	
一・一・一・トリクロロエタン	0.3未満	0.3未満	3mg/L以下	大腸菌群数	30未満	30未満	3000個/1cm3以下	
一・一・二・トリクロロエタン	0.006未満	0.006未満	0.06mg/L以下	窒素含有量	0.1未満	0.5	15mg/L以下※2 (120mg/L以下)	
一・三・ジクロロプロペン	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	リン含有量	0.1未満	0.1未満	16mg/L以下	
チウラム	0.006未満	0.006未満	0.06mg/L以下					
シマジン	0.003未満	0.003未満	0.03mg/L以下					
チオベンカルブ	0.02未満	0.02未満	0.2mg/L以下					
ベンゼン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下					
セレン及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下					

※1 排水基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定められた基準です。

※2 浅川最終処分場の自主管理基準です。( )内が省令で定められた基準

※排水基準において「検出されないこと」とは環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

〈 地下水(上流) 〉

(単位:mg/L)

採取日(結果が得られた日) 項 目	6月6日 (6月21日)	11月7日 (11月25日)	水質基準※3	採取日(結果が得られた日) 項 目	6月6日 (6月21日)	11月7日 (11月25日)	水質基準 ※3
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	一・ニ・ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg/L以下
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	検出されないこと	一・一・ジクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	一・ニ・ジクロロエチレン ※4	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	一・一・一・トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下
砒素及びその化合物	0.008	0.046	0.01mg/L以下	一・一・二・トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.00005未満	0.00005未満	0.0005mg/L以下	一・三・ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	検出されないこと	チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
ホリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	検出されないこと	シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	セレン及びその化合物	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	一・四・ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下
				クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下

〈 地下水(下流) 〉

(単位:mg/L)

採取日(結果が得られた日) 項 目	6月6日 (6月21日)	11月7日 (11月25日)	水質基準※3	採取日(結果が得られた日) 項 目	6月6日 (6月21日)	11月7日 (11月25日)	水質基準 ※3
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	一・ニ・ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg/L以下
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	検出されないこと	一・一・ジクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満	0.001	0.01mg/L以下	一・ニ・ジクロロエチレン ※4	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	一・一・一・トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下
砒素及びその化合物	0.005	0.009	0.01mg/L以下	一・一・二・トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.00005未満	0.00005未満	0.0005mg/L以下	一・三・ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	検出されないこと	チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
ホリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	検出されないこと	シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	セレン及びその化合物	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	一・四・ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下
				クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下

※3 水質基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定められた基準です。

※4 一・ニ・ジクロロエチレンは、シス体及びトランス体の合計量

※水質基準において「検出されないこと」とは環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

## ■地下水の測定結果■

採取日	結果が 得られた日	地下水(上流)		地下水(下流)	
		電気伝導率	塩化物イオン	電気伝導率	塩化物イオン
		(mS/m)	(mg/L)	(mS/m)	(mg/L)
4月18日	4月25日	15.4	8.6	12.3	11.0
5月16日	5月18日	15.1	8.6	11.7	10.0
6月6日	6月6日	14.3	5.5	11.9	8.5
7月11日	7月11日	13.5	8.1	11.7	10.0
8月8日	8月10日	12.3	7.8	11.8	9.0
9月12日	9月16日	13.0	6.3	11.4	9.9
10月3日	10月5日	13.5	8.0	13.1	9.9
11月7日	11月14日	15.5	7.6	11.4	9.9
12月12日	12月16日	16.9	7.9	11.6	10.0
1月18日	1月24日	12.8	7.7	11.4	9.7
2月8日	2月10日	12.7	7.8	11.6	9.9
3月8日	3月14日	12.4	7.6	12.4	7.6

## ■ダイオキシン類の測定結果■

種類	採取日	結果が 得られた日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	排水基準	環境基準
放流水	7月13日	8月3日	0.00023	10pg-TEQ/L	—
地下水(上流)	7月13日	8月3日	0.033	—	1pg-TEQ/L
地下水(下流)	7月13日	8月3日	0.039		